Sovereign GaiXer 利用許諾規約

（ソフトウェア利用許諾条件）

この利用許諾規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社 FIXER（以下「当社」といいます。）が提供する「Sovereign GaiXer」のソフトウェアについて、当該ソフトウェアを搭載したハードウェア本体を購入し、又は使用するお客様と当社との間の利用許諾に関する条件を定めるものです。

第 1 条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 本製品とは、本機、本ソフトウェアの利用権及びハードウェア保証を含む、当社が提供する Sovereign GaiXer 製品一式をいいます。

(2) 本機とは、当社が別途指定する筐体であって、本ソフトウェア（次号に定義するものをいいます。）があらかじめ搭載され、お客様に納品された個体としてのハードウェア本体（筐体）をいいます。

(3) 本ソフトウェアとは、第 5 条に定める第三者ソフトウェアを除き、本機に搭載された Sovereign GaiXer を構成するプログラム、ひな型、付随するデータ及び関連ドキュメントの一切をいいます。

(4) 第三者ソフトウェアとは、本機に含まれるオペレーティングシステム（NVIDIA DGX OS／Ubuntu Linux ベースのものを含みますが、これらに限られないものとします。）、第三者が提供するソフトウェア及びオープンソースソフトウェア（OSS）の総称をいいます。

(5) 利用権とは、本規約に基づき当社がお客様に利用許諾する、本ソフトウェアを本機上で利用する非独占的な権利をいいます。

(6) 外部サービスとは、当社以外の者が提供するソフトウェア、システム、ネットワークその他のサービスをいいます。

(7) 筐体製造者とは、本機を製造し、保証又は保守を提供する製造者又はその関連会社をいいます。

(8) ローカル LLM とは、本筐体において動作する大規模言語モデルをいいます。

(9) 保証期間とは、本機の納品日から起算する 3 年間のハードウェア保証期間をいいます。

第 2 条（適用対象）

1. 本規約は、本製品を購入し、又は使用するお客様に適用されます。法人その他の事業者であるお客様及び個人であるお客様のいずれにも、本規約が適用されます。
2. お客様は、本規約に同意のうえ本製品の使用を開始するものとし、本製品の使用を開始した時点で、本規約のすべての内容に同意したものとみなされます。
3. お客様が消費者契約法に定める消費者に該当する場合、本規約中の免責、責任の制限、契約の解除に関する制限その他の条項は、同法その他の消費者保護に関する強行法規に反しない限度で適用されるものとします。当該条項のうち強行法規に反する部分は、当該法令が許容する限度に縮減して適用されるものとし、これによって本規約のその他の条項の効力が妨げられることはありません。

4. 本規約は、本製品の利用に関し、当社とお客様との間で締結される契約（売買取引基本契約、個別契約、利用申込その他これらに準ずる契約を含みます。以下総称して「個別契約等」といいます。）と一体として適用されます。本規約と個別契約等の内容に齟齬がある場合は、個別契約等、別紙、本規約の順に優先して適用されるものとします。

第 3 条（利用権の許諾）

1. 当社は、お客様に対し、本機上において本ソフトウェアを利用する非独占的、再許諾不可かつ譲渡不能の利用権を許諾します。
2. 利用権は、本機その個体に対して付与されるものであり、お客様が当該本機を使用し続ける限り、当該本機につき有効に存続します。
3. 利用権の存続には期間の定めはなく、第 7 条に定めるハードウェア保証期間の満了によって利用権が消滅することはありません。お客様は、当該ハードウェア保証期間の満了後も、本機を使用し続ける限り、本規約の条件に従い、引き続き本ソフトウェアを利用することができます。

第 4 条（利用権の範囲及び制限）

1. 利用権は、本ソフトウェアが搭載された本機その個体における利用に限定されます。
2. お客様は、本ソフトウェアの利用に際して、当社の事前の書面による承諾なく、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。
   (1) 本ソフトウェアの全部又は一部を、本機その他いかなるハードウェア・筐体・サーバー・仮想環境等へ移植、複製、転載、インストール、移転又は再現して利用すること。
   (2) 本ソフトウェアの全部又は一部の複製、改変、翻案、派生物の作成その他本規約で許諾された範囲を超えて利用すること。
   (3) 本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルすること、その他ソースコードを解析する行為。
   (4) 本ソフトウェアの利用権を第三者に再許諾、貸与、譲渡、リース又は担保に供すること。
   (5) 本ソフトウェア又はその複製物に付された著作権表示その他の権利表示を削除又は改変すること。
   (6) 本ソフトウェアのセキュリティ機能、技術的保護手段、ライセンス制御を回避すること。
   (7) 法令又は公序良俗に反する目的で利用すること。
   (8) 当社又は第三者の法律上保護される権利を侵害し、又はそのおそれがある行為をすること。
   (9) 本機若しくは本ソフトウェアに対して過度な負荷を与える行為、又は本ソフトウェアの運用を妨害する行為
   (10) 前各号に準じた行為であって、当社が不適切であると判断したもの
3. 当社は、お客様が前項各号の一に該当すると判断した場合、当該お客様に対する本ソフトウェアの利用権を取り消すことができるものとします。本ソフトウェアの利用権が取り消されたことによってお客様が損害を被ったときであっても、当社は、当社の故意又は重過失によるときを除き、責任を負わないものとします。
4. 第 2 項各号の規定にかかわらず、第三者ソフトウェアについて、当該第三者ライセンスの条件によって同項各号の行為が許容される場合は、当該ライセンスの条件が優先します。

5. お客様が本機を第三者に譲渡する場合、利用権は本機とともに当該第三者に移転するものとします。この場合、お客様は、譲渡に先立ち当該第三者に本規約を同意させ、遵守させるものとし、かつ第三者ソフトウェアの各ライセンス条件が当該移転を許容する範囲で行うものとします。お客様は、いかなる場合も、本ソフトウェアを本機から分離して移転することができません。

第 5 条（第三者ソフトウェア及び OSS）

1. 本機には第三者ソフトウェアが含まれます。第三者ソフトウェアの利用については、本規約の定めにかかわらず、当該第三者が定める個別のライセンス条件（OSS ライセンスを含みますが、これに限られません。以下「OSS ライセンス」といいます。）が適用され、本規約に優先します。
2. OSS ライセンスにより、前条第 2 項各号が適用されない部分については、当該 OSS ライセンスの定めるところによります。
3. お客様は、本機の仕様、品質及び保証等が、筐体製造者が定める基準及び保証条件に準拠すること、第三者が提供するソフトウェアについては、それぞれ当該第三者が定めるライセンス条件に従うことを確認し、同意するものとします。

第 6 条（外部送信及び外部サービスの利用）

1. 本ソフトウェアは、本機上で動作するローカル LLM の利用を基本とします。お客様がローカル LLM 機能のみを利用する場合、お客様のデータは、本ソフトウェアの処理のために本機の外部に送信されることはありません。ただし、次項以下に定める Web 検索機能その他外部サービスを利用する機能をお客様が利用する場合は、この限りではありません。

2. 本ソフトウェアの Web 検索機能は、当社が契約する外部のクラウドサービス（検索サービスを含み、以下「外部サービス」といいます。）を利用して提供されます。お客様が Web 検索機能を利用した場合、入力された検索クエリその他当該機能の提供に必要な範囲の情報が、検索サービスに送信されます。

3. 前項により Web 検索機能の利用時に送信され得る情報には、検索クエリ（検索のために入力された語句を含みます。）、これに付随して送信される文脈情報及び関連するメタデータが含まれる場合があります。実際に送信されるデータの範囲は、機能設定又は利用方法により異なります。

4. Web 検索機能は、当社所定の方法により有効化又は無効化することができます。お客様は、外部への送信を望まない場合、Web 検索機能を無効化したうえで本ソフトウェアを利用することができます。

5. お客様は、Web 検索機能の利用により情報が外部の検索サービスに送信されることを理解し、秘密情報、個人情報その他の機微な情報を取り扱う場合における当該機能の利用可否の判断及び安全管理措置を、自己の責任において行うものとします。

6. 当社は、本規約の適用開始時点において、クラウド LLM 機能を提供していません。当社が将来クラウド LLM 機能（外部サービスとして提供される大規模言語モデルをいい、以下同じとします。）を提供する場合、当該機能は、お客様がその判断により任意で有効化することができる追加機能とします。お客様がクラウド LLM 機能を有効化した場合、お客様のデータの全部又は一部が、回答生成その他当該機能の提供に必要な範囲で、当社が利用する外部サービスに送信され、お客様は当該送信に同意したものとみなされます。

7. クラウド LLM 機能その他の有償の外部サービス機能を当社が提供する場合、利用回数その他の利用上限、無償利用枠の有無及び内容、有料プランの内容、利用料金並びに利用回数の計測方法は、当社が別途提示する料金表、申込書、注文書、サービスサイト等に定めるところによ

ります。

8. 本条に定める外部サービスを利用する機能について、利用可能なモデル、外部サービスの種類その他の仕様は、当社が所定の方法により別途提示する内容に従うものとします。当該仕様は、外部サービスの提供事業者の都合、法令対応、セキュリティ対応その他の理由により、追加、変更又は終了される場合があります。このうち、軽微な追加・廃止、性能改善、セキュリティ対応その他お客様に重大な不利益を及ぼさない変更は事前又は事後の通知により、外部送信範囲の拡大、利用料金の変更その他お客様に重大な影響を及ぼす変更は事前の通知及び必要に応じたお客様の同意の取得により行います。

9. 当社は、外部サービスの提供状況、提供に要する費用の変動その他の事情を考慮し、合理的な予告期間をもって当社所定の方法により通知することにより、Web 検索機能その他外部サービスを利用する機能の全部又は一部について、提供内容の変更、利用回数その他の利用上限の設定又は変更、有償化又は提供の終了をすることができるものとします。この場合において、当社は、お客様に生じた損害について、当社の故意又は重過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

10. 本条の機能は外部サービスに依存するため、当該外部サービスの障害、停止、遅延、仕様変更又は終了により利用できない場合があります。当社は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、外部サービスの障害等に起因して当該機能が利用できないことについて責任を負わず、復旧時期を保証せず、代替手段の提供義務を負いません。

11. 本条に定める外部送信又は外部サービスの利用に起因してお客様又は第三者に損害が生じた場合、当社は、本ソフトウェアの不具合に起因する場合を除き、責任を負わず、お客様が責任を負うものとします。

第 7 条（ハードウェア保証）

1. 本機については、納品日から 3 年間のメーカー保証（以下「ハードウェア保証」といいます。）が付されます。ハードウェア保証は、筐体製造者又は保守提供者が定める保証条件に従って提供されるものとし、当社は、本規約又は別段の書面による合意がある場合を除き、本機について独自の保証を行いません。
2. ハードウェア保証は、本機を対象とするものであり、本ソフトウェアの動作、性能、不具合又は障害については、ハードウェア保証の対象に含まれません。

第 8 条（保証期間満了後の取扱い及び本ソフトウェアの非保証）

1. お客様は、ハードウェア保証の期間の満了後においても、自己の責任において本機及び本ソフトウェアを継続して使用及び利用することができます。当社は、保証期間満了後の継続使用及び利用そのものを妨げません。
2. ハードウェア保証の期間の満了後は、当社は、本ソフトウェアについて、稼働の保証、不具合の修正、アップデート、セキュリティパッチの提供その他のセキュリティ対応、技術サポートその他の保守及び補償を行う義務を負いません。
3. お客様は、ハードウェア保証の期間の満了後に本ソフトウェアを継続して利用する場合、当社によるセキュリティ対応が提供されないことにより、本ソフトウェア及び本機に既知又は未知の脆弱性が残存し得ることをあらかじめ理解し、承諾するものとします。お客様は、秘密情報、個人情報その他の機微な情報を取り扱う場合の安全管理措置を自己の責任と負担において講じるものとします。
4. 当社は、事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、有用性、特定の目的への適合性、利用者が期待する機能、セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグが存在しないこと、第三者の権利を侵害しないこと、利用者による本ソフトウェアの

利用が利用者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合すること等を含みますが、これらに限られません。）がないことを、明示又は黙示を問わず、本ソフトウェアに関する保証を行いません。本ソフトウェアは現状有姿（AS IS）で提供されます。

第 9 条（免責及び責任の制限）

1. 当社は、本ソフトウェアの利用又は利用不能（ハードウェア保証の期間中であるか否かを問いません。）によりお客様に生じた逸失利益、データの消失、事業の中断その他の間接損害、特別損害、結果的損害及び付随的損害について、当社が当該損害発生の可能性を事前に知らされていた場合であっても、責任を負いません。
2. 当社は、本ソフトウェアにより生成された文章、資料、コードその他の生成物（以下「生成物」といいます。）の正確性、完全性、有用性、適法性及び第三者の権利非侵害について、保証しません。生成物の利用及びその結果については、お客様が自己の責任において判断し、必要に応じて専門家に確認のうえ、利用するものとします。
3. 前二項その他本規約に定める免責及び責任の制限は、当社の故意又は重大な過失がある場合には、適用されません。
4. 本規約に基づき当社が損害賠償責任を負う場合、当社の賠償額は、法令上許容される限度において、当該本製品の取得の対価として現実に支払った金額（消費税等を除きます。）を上限とします。
5. 前項の規定は、当社の故意又は重過失がある場合には、適用されないものとします。

第 10 条（データのバックアップ）

1. お客様は、本機及び本ソフトウェアにより取り扱うデータについて、自己の責任においてバックアップを取得するものとします。
2. 当社は、お客様のデータの保全について責任を負わず、データの消失又は毀損について、責任を負いません。

第 11 条（知的財産権）

1. 本ソフトウェア及びこれに関する著作権、特許権、商標権その他一切の知的財産権は、当社又は正当な権利者（第三者ソフトウェアにつき当該第三者を含みます。）に帰属します。本規約に基づく利用権の許諾は、これらの権利をお客様に移転又は譲渡するものではありません。
2. 「Sovereign GaiXer」その他の名称、ロゴ及び標章（出願中の商標を含みます。）に関する権利は当社又は正当な権利者に帰属し、お客様は当社の事前の承諾なくこれらを使用することはできません。

第 12 条（利用権の終了）

1. 当社は、お客様が本規約に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、当該催告をされてから 30 日以内に、当該違反が是正されないときは、利用権を直ちに停止又は終了することができます。
2. 当社は、お客様に次の各号に掲げる事由の一が生じたときには、何らの通知催告なく、利用権を直ちに停止又は終了することができます。
   (1) 本規約の履行において重大な違反又は背信行為があったとき
   (2) 債務の全部若しくは一部の履行が不能であるとき、又は相手方がその債務の全部若しくは一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
   (3) 監督官庁から営業の取消し、停止等の処分を受けたとき

(4) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき

(5) 信用資力の著しい低下があったとき、又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき

(6) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行若しくは担保権の実行としての競売、又は公租公課の滞納処分その他これらに準じる手続があったとき

(7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てがあったとき、又は債務整理の通知がされたとき

(8) 事業を廃止したとき

(9) その他本規約を継続しがたい重大な事由が発生したとき

3. 前二項に基づく解除権の行使は、当社のお客様に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

4. 利用権が終了した場合、お客様は、本ソフトウェアの利用を停止し、当社の指示に応じて、合理的な範囲で削除等の措置を講ずるものとし、当社は、合理的な範囲で手順の案内に協力します。

第 13 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及びお客様は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当すること

(2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

(3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

(5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること

(6) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 当社及びお客様は、自ら又は第三者をして、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 当社又はお客様は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が、第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定

にもとづく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、相手方に対して何らの催告をすることなく本契約の全部を解除することができるものとします。

4. 当社及びお客様は、前項に基づき本契約を解除したことによって、相手方に損害が生じたとしても、何らの損害賠償責任を負わないことを確認するものとします。

第 14 条（不可抗力）

戦争、暴動、内乱、天災地変、疫病・感染症の流行その他の不可抗力により、本規約の履行ができない場合であっても、当社は、当該債務不履行について責任を負いません。

第 15 条（存続条項）

第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条から第 11 条まで、第 12 条第 3 項及び第 4 項、第 13 条第 4 項、本条、第 17 条の各規定は、利用権の終了後もなお有効に存続します。

第 16 条（規約の変更）

1. 当社は、本規約の変更が、お客様の一般の利益に適合する場合、又は契約の目的に反せず、変更の必要性、内容の相当性その他の事情に照らして合理的である場合に、本規約を変更することができます。
2. 当社は、本規約を変更する場合、変更の効力発生日及び変更後の内容を、効力発生日までに、お客様への通知又は当社所定の方法による公表により周知します。

第 17 条（準拠法及び管轄）

1. 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本法を準拠法とします。
2. 本規約に関してお客様と当社との間に生じた紛争については、法令に別段の定めがある場合を除き、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定日：2026 年 6 月 19 日
改定日：2026 年 7 月 10 日
株式会社 FIXER